

定例見積（印刷業種以外）の運用の変更について

福岡市では一定額以下の物品購入契約において、申請区分業種ごとに定例的に見積書合わせを行う『定例見積』を実施しています。

令和 7 年 8 月 1 日以降にホームページに掲載する「定例見積」から、以下のとおり業種や見積合わせの日時等を変更します。

変更点 1 …… 紙による見積合わせから電子入札システムを用いた方法に変わります。(別紙参照)

変更点 2 …… 定例見積の対象となる申請区分業種を追加します。

【新規追加】 給排水資材、木工製作、医薬・衛生材料、染色、ビニール製品

変更点 3 …… 仕様書の H P 掲載日時が変わります。

変更点 4 …… 電子入札システムの見積合わせ時間を、『10 時以降』と『11 時以降』の 2 つの区分に変更します。

変更点 5 …… 電子入札システムの見積書受付締め切り日時を、『見積合わせ前日の午後 5 時』に変更します。

変更点 6 …… 参加できる定例区分については、8 月 1 日付で定例見積対象者へ電子メールを送付しますので、ご確認ください。(通知文書の送付は行いません。)

※変更点 2 ～4 について、詳しくは、以下のサイトでご確認ください。

「福岡市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「入札・契約・公募」→「契約情報」→「入札・契約情報」→「物品定例見積実施スケジュール」

※変更点 6 定例区分の詳細については、以下のサイトでご確認ください。

「福岡市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「入札・契約・公募」→「契約情報」→「入札・契約情報」→「物品定例見積について」

※ 定例見積の出席状況を、指名競争入札における業者選定の参考にしますので、指名競争入札への参加を希望される方は、定例見積への積極的な参加をお願いします。

定例見積の電子化についてのお知らせ

1 定例見積における見積方法の変更について

「令和7・8・9年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札参加資格審査申請要領」にてお知らせしてまいりましたとおり、令和7年8月1日以降は、印刷業種を除いた全ての申請区分業種において、定例見積を『電子入札システム』を使用した方法に変更します。(ただし、単価契約で複数の品目があるものは紙の見積書で見積合わせを行う場合があります。)、紙の見積書を用いた見積はできませんのでご注意ください。

やむを得ない事情がある場合には、紙見積方式参加申請書を提出してください。『電子入札システム』への登録ができていないことを理由に紙の見積書を提出することはできません。

『電子入札システム』での定例見積については、ICカードの購入は不要ですので、受注者環境の設定および操作マニュアル等のダウンロードの事前準備をお願いします。

《掲載場所》

「福岡市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「入札・契約・公募」→「契約情報」→「電子入札」→「電子入札システムをご利用の前に」→「物品購入の「定例見積」受注者環境設定、操作マニュアル等」

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding-2012-1011-1627-4.html

※設定方法等に関する質問は「システムに関するヘルプデスク」092-718-1610 へお願いします。

2 開始時期

令和7年8月1日以降にホームページに掲載する定例見積から実施します。